



《重要》 再告知！！



10月施術分から訪問施術制度 開始 システム内登録住所確認について

同一建物で、同一日に、複数の患者を訪問施術している場合は必ずご確認をお願いします。(治療院での施術は対象外)

確認が必要となる場合は？

- ① 設定メニューの「建物の管理」で、「建物登録」を行っていない建物で、
- ② 複数の患者様を
- ③ 同一建物で、同一日に、訪問施術する場合

具体例 1

「戸建など」に住む ご夫婦やご家族などを 同時に訪問施術する場合

具体例 2

「施設や集合住宅」を「建物の管理」登録をせずに直接住所登録している場合

上記具体例 1.2 に該当した場合には！！

対象となる患者様全員のシステム内「住所 1」が完全に一致しているかをご確認ください。



9月中に必ず対象となる患者様全員の登録住所「住所 1」が完全に一致しているか確認して必要な場合は修正を！！お願いします
(以下にマニュアル掲載)

完全一致とは
患者様ごとの『住所 1』において
半角全角、スペースの有無などを含めて
完全に一致している必要があります

ワンポイント アドバイス

「建物の管理」機能を利用して住所登録をしている施設や集合住宅にお住いの患者様については確認及び修正の必要はありません

※この度の確認対象となる患者様は限定的だと思われます

システムを利用しているみなさまへ

2024年10月から訪問施術制度開始にともない
鍼灸マッサージ管理システムは、
新たな訪問施術制度に対応したシステムに移行します。

10月施術分からの訪問施術料においては、
同一日・同一建物(同じ日、同じ家)に
訪問施術する患者様の「人数」に応じて
異なる訪問施術料が計算されます。

この場合、対象となる患者様全員の『住所1』が完全一致
していることをシステムが自動判定して
訪問施術料の計算から申請書出力までを行います

もし、該当する患者様がいらっしゃる場合は新システムに移行する9月30日までに
マニュアルに従って住所登録の確認と修正を行って頂くようお願いします。

住所登録マニュアル

「住所1」をコピーする方法

設定手順1 「患者様照会」から対象患者コードをクリックして「基本情報」を開く

患者様管理

新規患者様の登録

患者様の検索

向風器状況一覧

予約の管理

月次業務

申請書の管理

実績照会

設定

トップページ > 患者様の検索

患者コード (完全一致): []

患者名漢字 (部分一致): []

患者名カナ (部分一致): []

性別: []

電話番号 (完全一致): []

治療状況: []

保険証有効期限が今月末までの患者

公費対象の患者

住所1 (部分一致): []

建物名称 (部分一致): []

年齢: [] 以上

保険/実費/生保: []

保険者番号 (完全一致): [] 保険者検索

患者担当者: []

障害者区分: []

検索の実行

検索結果: 6件

患者コード▲	患者名漢字	性別	生年月日	住所1	保険者番号	保険者
	患者名カナ	治療状況	年齢	住所2		
0001						
0002						
0003						

かんたんマニュアル

オンライン資格確認
施術所向けポータル

療養費の改定等について
療養費の取扱い (Q&A)
あはき療養費検討委員会

マッサージベッド

設定手順 2 (基本情報)タブから『現住所・保険証住所』リンクをクリック

患者様管理
新規患者様の登録
患者様の検索
同意書状況一覧
予約の管理
月次業務
申請書の管理
実績照会
設定

トップページ > 患者様の検索 > 患者様情報の照会 (基本情報)

基本情報 保険証情報 問診 同意書 施術記録 施術画像

患者様の基本情報 [編集]

患者様コード	
患者様氏名	
患者様氏名カナ	
生年月日	
性別	
保険/実費/生保	



同一画面を下に移動して [現住所・保険証住所管理] をクリック

備考

患者様の現住所 [現住所・保険証住所管理]

郵便番号	
住所	
緯度/経度	
治療院からの距離	

患者様のその他の住所 [その他の住所を追加]

その他の住所は登録されていません。

設定手順 3 患者様の現住所・保険証住所の一覧から対象となる住所(青文字)をクリック

患者様管理
新規患者様の登録
患者様の検索
同意書状況一覧
予約の管理
月次業務
申請書の管理
実績照会
設定

トップページ > 患者様の検索 > 患者様情報の照会 (基本情報) > 現住所・保険証住所の一覧

患者様の基本情報

患者様コード	
患者様氏名	
患者様氏名カナ	

患者様の現住所・保険証住所の一覧

新規住所の登録

住所	建物コード	建物名	現住所	保険証住所	使用停止
東京都			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

かんたんマニュアル
オンライン資格確認

設定手順 4

- ① 『直接住所を入力』が●になっていることを確認

ワンポイント アドバイス

『住所を建物マスタから選択』が●となっている場合はこれ以降の作業は不要です。

② 『住所1』をコピーして、他の患者様の「住所1」に貼り付けて登録する

ワンポイント アドバイス

- いずれか一人の患者様の「住所1」をコピーして他の患者様「住所1」に貼り付けると手入力よりも正確です。
- 複数の患者様「住所1」が **全角半角、大文字、小文字、スペース、ハイフン**などすべて完全に一致している必要があります。

患者様管理
新規患者様の登録
患者様の検索
同意書状況一覧
予約の管理
月次業務
申請書の管理
実績照会
設定
かんたんマニュアル
オンライン資格確認
施術所向けポータル
療養員の改定等について
療養員の取扱い (Q&A)
あはぎ療養所検討委員会
マッサージベッド

トップページ > 患者様の検索 > 患者様情報の照会 (基本情報) > 現住所・保険証住所の
患者様の基本情報
患者様コード
患者様氏名
患者様氏名カナ
患者様の現住所・保険証住所
 直接住所を入力 住所を建物マスタから選択
郵便番号 (※必須) :
住所カナ (※必須) :
住所1 (※必須) :
住所2 :
緯度/経度 :
※往療先となる場合は必ず指定してください。
治療院からの距離: 1.5 km
この場所で往療する理由: 歩行困難
※保険証住所と異なる往療先となる場合は必ず指定してくだ;
 使用停止

その他 追加情報

システム機能補足

10月以降であっても9月施術分までの申請書は旧様式で出力されます。

新制度ポイント 補足1

10月施術分からは全ての往療内訳は廃止されます(出力されません)。

新制度ポイント 補足2

- 「訪問施術料」とは、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に施術を行った場合に支給。今までの往療料にあたるのはこちらです。
- 新たな「往療料」とは、突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給。4 km超加算は廃止。

※ 詳細は師会ホームページの「会員専用ページ」にある広域連合通知、医療課長通知をご覧ください

以上